令和５年３月１２日

**スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について（一般スポーツ団体）**

**[団体名：滋賀県柔道連盟]**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
| 1 | 組織運営に関する基本計画を公表すべきである。 | 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 各専門委員会等で基本計画を確認し、年度毎ではあるが、一部を要覧にて公表している。 |
| 2 | 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 上部団体に準じた「倫理・懲戒規程」を整備している。  各道場ごとに、不祥事防止策を提出してもらっている。 |
| 3 | その他組織運営に必要な規程を整備すること   1. 法人格を有しない団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか | 連盟規約や内規を定め、遵守し即した運営をしている。 |
| 4 | その他組織運営に必要な規程を整備すること   1. 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 国民スポーツ大会の選手選考に関する内規を定め、公平かつ合理的な選考に努めている。 |
| 5 | コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 毎年、コンプライアンス研修を実施し、受講を義務付けている。 |
| 6 | 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 指導者を対象としたコンプライアンス教育は、指導者資格講習等で毎年受講するよう定めている。また、選手を含め登録メンバーに倫理委員会会報を年３回発行している。 |
| 7 | 法務、会計等の体制を構築すべきである | 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 毎年４月に当連盟監事による監査を受検している。 |
| 8 | 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 県スポーツ協会等からの補助金等については、各交付要項に則った、ガイドラインを遵守して執行している。 |
| 9 | 適切な情報開示を行うべきである | 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 事業報告書、決算書、および事業計画書、予算書等について、理事会および評議員会等で承認している。 |
| 10 | 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと   1. ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコードの遵守状況については、令和５年３月末までには、当連盟ホームページで公開する |